

# 示談書

(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)とは、本日下記のとおり示談することに合意した。

## 第1条 (事実)

甲は乙に対し、乙に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下、「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛ける等のストーカー行為により、乙の身体の安全、生活の安全、住居等の平穏及び名誉に対する危害を負わせ、乙の生活の安全と平穏を著しく悪化させたことを認めた。

## 第2条 (誓約)

甲は乙に対し、前条によるストーカー行為を心より謝罪し、今後乙に対し次の行為を一切断つことを誓約する。

- 一、つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校、住宅等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二、その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態におくこと。
- 三、面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四、著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五、電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信並びにその他の通信手段を用いて送信すること。
- 六、汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し又はその知り得る状態におくこと。
- 七、その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八、その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九、他人を介しての全各号による行為。

第 3 条 (損害賠償)

甲は乙に対し、第 1 条による損害賠償及び慰謝料並びに謝罪金として、  
金 万円を本日支払い、乙はこれを受領した。

第 4 条 (不処分)

甲は乙に対し、深甚なる謝罪を表し、乙は甲の誠意を了して宥恕することとし、今  
回に限り甲の刑事処分はもとめないものとする。

第 5 条 (秘密保持)

甲及び乙は、知り得た相手方の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。

第 6 条 (債権債務の不存在)

甲及び乙は、本件に関しては上記各条項ですべて解決済であり、上記に定めるもの  
の他一切の債権債務の存在しないことを相互に確認した。

上記のとおり示談が成立したので、上記内容の遵守を誓約し、本書 2 通を作成し、甲・  
乙は署名・捺印の上、各 1 通宛保有する。

平成 年 月 日

住 所

(甲) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所

(乙) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印